

○林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る法人事業税の課税標準額の算定について

平成27年3月31日

課税第184号

総務局長

このことについて、別紙のとおり定めたので通知します。

別紙

林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る法人事業税の課税標準額の算定について

林業（地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の4第2項第1号に掲げる事業をいう。以下同じ。）とその他の事業とを併せて行う法人に係る法人事業税の課税標準額の算定については次により行うものとする。

1 課税標準額の算定方法等

- (1) 林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る課税標準額は、林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書（第1号様式）（以下「収入あん分用計算書」という。）により算定するものとする。

なお、林業とその他の事業に係る経理が明確に区分されている場合等で納税者から申出があったときは、林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書（経費区分用）（第2号様式）（以下「経費区分用計算書」という。）により算定しても差し支えない。

- (2) 収入あん分用計算書及び経費区分用計算書による課税標準額の算定に当たっては、次の事項に留意するものとする。

ア 収入あん分用計算書に係る留意事項

(ア) あん分率（林業に係る収入金額を林業に係る収入金額とその他の事業に係る収入金額の合計額で除して得た数値をいう。）の計算に当たって小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り上げること。

(イ) 水源林整備協定契約に基づく神奈川県からの水源林整備協定金収入は、その他の事業に係る収入金額に計上すること。

(ウ) 各種引当金及び準備金の戻入額は、林業に係る収入金額及びその他の事業に係る収入金額のいずれにも計上しないこと。

イ 経費区分用計算書に係る留意事項

(ア) 非課税分のあん分率(事業収益に係る非課税分の金額の合計額を事業収益に係る総額(金額の合計額)で除して得た数値をいう。)の計算に当たって小数点以下第4位未満の端数があるときは、これを切り捨てること。

また、課税分のあん分率は、次の計算式による数値とすること。

1 非課税分のあん分率

(イ) 水源林整備協定契約に基づく神奈川県からの水源林整備協定金収入は、事業外収益の課税分に計上すること。

2 修正申告等における課税標準額の算定

修正申告若しくは更正の請求をする場合又は更正若しくは再更正をする場合においても、各事業年度における確定申告の際に使用した課税標準額の算定方法を用いるものとする。

3 その他

申告書には、収入あん分用計算書又は経費区分用計算書の添付を要するものとする。

また、申告書用紙を送付する際は、納税者の申出がある場合を除き、収入あん分用計算書を併せて送付するものとする。

附 則

この通達は、通知の日から施行し、同日以後に終了する事業年度分の事業税から適用する。

林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書

法人名

事業年度 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

1 所得の区分計算

科 目		金 額 円	備 考
所得金額	①		
林業に係る所得金額(①×D)	②		1円未満の端数は、正数の場合は切り上げ、負数の場合は切り捨ててください。
課税所得金額(①-②)	③		
欠損金又は災害欠損金の当期控除額	④		
法人事業税の課税標準となる所得金額(③-④)			

2 計算の基礎とする収入金額の計算

科 目		金 額 円	備 考
林業に係る収入金額	林業に係る収入		
	林業形成促進事業補助金		
	間伐材搬出促進事業補助金		
	水源分収林契約に基づく精算金・収益分収金		
	線下補償金		
計		A	
その他の事業に係る収入金額	不動産賃貸料		
	電柱・鉄塔敷地料		
	水源林整備協定契約に基づく水源林整備協定金		
	受取利息		
計		B	
合 計(A+B)		C	
あん分率(A/C)		D	小数点以下第4位未満は切り上げてください。

添 付 書 類	1 決算報告書の写し	2 法人税法施行規則別表4の写し
	3 法人税に係る勘定科目内訳明細書⑩(雑益、雑損失等の内訳書)	

備考 この計算書は、法人県民税・事業税・地方法人特別税申告書(地方税法施行規則第6号様式)及び所得金額に関する計算書(地方税法施行規則第6号様式別表5)と併せて提出してください。

第1号様式記載要領

「林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書」記載要領

この計算書は、林業(注)とその他の事業とを併せて行う法人が、法人事業税の課税標準となる所得金額を算出するときに使用します。

(注) 地方税法第72条の4第2項第1号の規定により、事業税が課されません。

各欄の記載方法等

「2 計算の基礎とする収入金額の計算」の表(先に、この表(計算書の下表)から記載します。)

欄	記載方法
林業に係る収入金額	<p>林業に係る収入(注1)及び林業に付随して生ずる収入(注2)を記載します。</p> <p>(注1) 土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業に係る収入をいいます。</p> <p>(注2) 例えば次のような収入が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの林業形成促進事業補助金収入 ・ 県からの間伐材搬出促進事業補助金収入 ・ 県からの自然保護奨励金収入(森林整備に係るものに限りませう。) ・ 県と締結した水源分収林契約に基づく精算金収入及び収益分収金収入 ・ 線下補償金収入
その他の事業に係る収入金額	<p>「林業に係る収入金額」に該当する収入以外のすべての収入(注)を記載します。</p> <p>(注) 例えば次のような収入が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養苗、造林又は撫育を行わないで、伐採のみを行う事業に係る収入 ・ 伐採のために立木を買い取る事業に係る収入 ・ しいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業に係る収入 ・ 不動産賃貸料収入 ・ 電柱・鉄塔敷地料収入 ・ 県と締結した水源林整備協定契約に基づく水源林整備協定金収入 ・ 受取利息収入
あん分率(D欄)	<p>次の算式により求めてください。</p> $A/C=0.\text{xxxx}(\text{小数点以下第4位未満切上げ})$

【収入金額についての留意点】

- 各種引当金及び準備金の戻入額
収入金額に計上しないでください。
- 消費税の額
消費税の課税事業者であって、かつ、税込経理をしている場合は、計算の基礎とする収入金額から該当金額に係る消費税(地方消費税を含みます。)の額を控除した金額をそれぞれの欄に記載します。なお、この場合、消費税の確定申告書の写しを添付してください。
また、簡易課税制度を選択していることによって生じた益金(税抜き経理方式で、仮受消費税から仮払消費税を差し引いた金額が、簡易課税制度を適用した消費税額を上回る場合の差額)は「その他の事業に係る収入金額」の欄に記載します。
- その他の留意点
法人税法施行規則別表4で加算又は減算した収入金額については、計算の基礎とする収入金額に加算又は減算してください。

「1 所得の区分計算」の表

欄	記 載 方 法
所得金額(①欄)	地方税法施行規則第6号様式別表5(所得金額に関する明細書)の⑩欄の額を記載してください。
林業に係る所得金額(②欄)	次の算式により求めてください。 なお、1円未満の端数については、正数の場合は切り上げ、負数の場合は切り捨ててください。 所得金額(①欄)×あん分率(D欄)
欠損金又は災害欠損金の当期控除額	法人事業税の課税所得の算定において計算された繰越欠損金の当期控除額を記載してください。この欄に記載するのは、法人税における繰越欠損金の当期控除額ではありませんのでご注意ください。

林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書(経費区分用)

法人名

事業年度 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

科 目		課非区分	総 額 円	非課税分 円	課 税 分 円	備 考	
事業収益	林業に係る収入	非課税					
	林業形成促進事業補助金	非課税					
	不動産賃貸料	課 税					
	水源林整備協定金	課 税					
	計	A	ア	イ			
あん分率		B	1	イ/ア			
事業費用							
	計	C					
事業管理費							
	計	D					
事業外収益							
	計	E					
事業外費用							
	計	F					
差 引 A-C-D+E-F		G					
法人税別表4	加 算						
		計	H				
	減 算						
		計	I				
欠損金又は災害欠損金の当期控除額		J					
所得金額又は欠損金額 G+H-I-J		K					

添 付 書 類	1 決算報告書の写し 3 法人税に係る勘定科目内訳明細書⑩(雑益、雑損失等の内訳書)	2 法人税法施行規則別表4の写し
---------	---	------------------

備考 この計算書は、法人県民税・事業税・地方法人特別税申告書(地方税法施行規則第6号様式)及び所得金額に関する計算書(地方税法施行規則第6号様式別表5)と併せて提出してください。

第2号様式記載要領

「林業とその他の事業とを併せて行う法人に係る所得区分計算書(経費区分用)」記載要領

この計算書は、林業(注)とその他の事業とを併せて行う法人が、法人事業税の課税標準となる所得金額を算出するときに使用します。

(注) 地方税法第72条の4第2項第1号の規定により、事業税が課されません。

欄	記載方法
課非区分	「非課税」、「課税」又は「あん分」を記載してください。
事業収益 事業外収益	<p>非課税分又は課税分に区分して、それぞれの欄に記載してください。</p> <p>○ 非課税分には、林業に係る収入(注1)及び林業に付随して生ずる収入(注2)を記載します。</p> <p>(注1) 土地を利用して養苗、造林、撫育及び伐採を行う事業に係る収入をいいます。</p> <p>(注2) 例えば次のような収入が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの林業形成促進事業補助金収入 ・ 県からの間伐材搬出促進事業補助金収入 ・ 県からの自然保護奨励金収入(森林整備に係るものに限りです。) ・ 県と締結した水源分収林契約に基づく精算金収入及び収益分収金収入 ・ 線下補償金収入 <p>○ 課税分には、非課税分に該当する収入以外のすべての収入(注3)を記載します。</p> <p>(注3) 例えば次のような収入が該当します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 養苗、造林又は撫育を行わないで、伐採のみを行う事業に係る収入 ・ 伐採のために立木を買い取る事業に係る収入 ・ しいたけ栽培、うるし採取等のいわゆる林産業に係る収入 ・ 不動産賃貸料収入 ・ 電柱・鉄塔敷地料収入 ・ 県と締結した水源林整備協定契約に基づく水源林整備協定金収入 ・ 受取利息収入
あん分率(B欄)	<p>次の算式により求めてください。</p> <p>○ 非課税分 イ/ア=0.××××(小数点以下第4位未満切捨て)…②</p> <p>○ 課税分 1-②=0.××××</p>
事業費用 事業管理費 事業外費用	<p>非課税分又は課税分に区分できるものは、それぞれの欄に記載してください。</p> <p>区分できないものは、あん分率によりあん分した額を、それぞれの欄に記載してください。</p> <p>○ 非課税分の例 育林費</p> <p>○ 課税分の例 法人事業税及び地方法人特別税</p> <p>○ あん分するものの例 役員報酬</p>
法人税別表4	この欄の加算又は減算は、法人税法施行規則別表4の38欄までの各欄のうち該当するものを、これまでに記載した区分(非課税、課税及びあん分)に従い、記載してください。
欠損金又は災害欠損金の当期控除額(J欄)	総額の欄には法人税の繰越欠損金の当期控除額等を、課税分の欄には法人事業税の課税所得として計算された繰越欠損金の当期控除額等を、それぞれ記載してください。
所得金額又は欠損金額(K欄)	総額の欄には、地方税法施行規則第6号様式別表5の⑩欄の額を記載してください。